

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部から争議行為を行う旨平成23年1月27日次のとおり通知があった。

平成23年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 事件

下記「労働争議の目的」の獲得を目的とし、全国労災病院労働組合香川支部と、その相手方である独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院との間の争議

2 日時

平成23年2月7日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

丸亀市城東町3丁目3番1号

独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

下記「労働争議の目的」の獲得のため、あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。

記

「労働争議の目的」

- (1) 「看護師1人月8日以内の夜勤」の早期かつ確実な実施
- (2) 一般病棟7対1の施設基準に係る看護職員の配置を行うこと。
- (3) 正規職員の退職は正規職員で補充すること。
- (4) 正規臨床検査技師の増員
- (5) 業務量増加に伴う正規診療放射線技師の増員
- (6) 薬剤師の増員
- (7) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の増員
- (8) 臨床工学技士の増員
- (9) 西3病棟の助産師の増員
- (10) 外来診察部門の正規看護師の増員
- (11) 外来診察アシスタントの休暇取得に係る人員確保の改善を図ること。
- (12) 各病棟にクラークを配置すること。
- (13) 職員駐車場の整備を行うこと。
- (14) 嘱託職員の労働条件の改善を図ること。
- (15) 清掃業務の充実を図ること。
- (16) 入院食の改善を図ること。
- (17) 病棟の備品整備を行うこと。
- (18) 外来待合患者の待合時間の改善を図ること。
- (19) 嘱託職員の給与制度の改善を図ること。
- (20) 東3病棟の中勤体制を4人体制にすること。